

家事事件手続に関する検討事項（3）

第5 家事調停に関する手続

3 調停委員会

(2) 調停委員会の権限（家事審判法第20条及び第12条並びに家事審判規則第137条関係）

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判所の権限のうち、次に掲げるものの権限は、調停委員会に属するものとする。

- a 参加（第1の7参照）
- 〔b 脱退の許可（第1の8参照）〕
- c 補佐人の許可及び許可取消し（第1の9(8)参照）
- d 関係人の呼出し（第1の11(1)参照）
- e 傍聴の許可（第1の11(2)参照）
- f 手続の分離及び併合（第1の11(5)参照）
- g 事実の調査及び証拠調べ（第1の12(1), (5)ア参照）
- h 他の裁判所への事実の調査又は証拠調べの囑託等（第1の12(4)エ①並びに(5)イ①前段及び②参照）
- i 官庁等への調査の囑託（第1の12(4)オ参照）
- j 家庭裁判所調査官の期日出席及び意見陳述（第1の13①及び②参照）
- k 医師たる裁判所技官の期日出席（第1の14参照）

（注） bの脱退の許可については、調停手続に脱退の制度を設けるかどうかについて、なお検討するものとするとしている（第1の8参照）ため、亀甲括弧を付している。

調停委員会の権限については、以下の権限を加えるほかは、中間試案の規律を維持するものとするので、どうか。

- ① 法令により手続を続行すべき者による受継に関する判断

- ② 弁護士でない者を代理人とする許可及び許可取消し
- ③ 電話会議システム等を用いた手続の実施

(補足説明)

①法令により手続を続行すべき者による受継については、だれを当事者として紛争を解決するものとするのが適切かということ判断するものであるから、参加及び〔脱退〕と同様に、調停委員会の権限とするのが相当であると考えられる。

②弁護士でない者を代理人とする許可及び許可取消しについては、事件の性質や状況、代理人となる者の身上その他の事情を考慮して判断することになるため、現に調停行為を進めている調停委員会が、その判断主体として適していると考えられる。

③電話会議システム等を用いた手続の実施についても、電話会議システム等を用いるかどうかの判断は、現に調停行為を進めている調停委員会がより適切に行うことができると考えられることから、調停委員会の権限としている。

※ 部会資料29の254頁参照

6 付調停

- ① 5の規律に反して、家事調停を行うことができる訴訟事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、その訴えを受けた裁判所は、その事件を家事調停に付さなければならないものとする。ただし、その裁判所が当該訴訟事件を家事調停に付すことを相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 家事調停を行うことができる事件に係る訴訟事件又は家事審判事件が係属している場合において、相当と認めるときは、裁判所は、いつでも、職権で、その事件を家事調停に付すことができるものとする。
- ③ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している裁判所は、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、その家事調停事件を管轄家庭裁判所に処理させるものとする。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、他の家庭裁判所に処理させることができるものとする。
- ④ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している家庭裁判所又は高等裁判所が、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、③にかかわらず、当該家事調停事件を自ら処理することができるものとする。この場合においては、調停委員会を組織する家事審判官は、その裁判所が

その裁判官の中から指定するものとする。

⑤ ①又は②により裁判所が訴訟事件を家事調停に付した場合において調停が成立したとき又は合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が確定したときは、当該訴訟事件について訴えの取下げがあったものとみなすものとする。

⑥ ②により裁判所が家事審判事件を家事調停に付した場合において、調停が成立したとき、又は調停に代わる審判が確定したときは、当該家事審判事件は、終了するものとする。

(注) ②により訴訟事件又は家事審判事件を調停に付す場合においては、当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては、原告及び申立人に限る。）の意見を聴かなければならないものとする。ことについては、なお検討するものとする。

裁判所が、訴訟事件又は家事審判事件を調停に付す場合（調停前置主義に反することを理由とする場合を除く。）においては、当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては、原告及び申立人に限る。）の意見を聴かなければならないものとする。こと、どうか。

(補足説明)

当事者は、家事調停に付されたことに不服があれば、調停手続に応じないことができるが、他方で、訴訟を提起し、又は家事審判を申し立てた者については、その手続選択権を保障するためにも、また、手続がある程度進行している場合には当該手続による事案解決に対する被告又は相手方の期待に配慮するためにも、当事者（ただし、本案について被告又は相手方の陳述がされる前には、被告又は相手方に判決又は家事審判により当該事案を解決するとの期待が生じているとはいえないから、原告又は申立人に限る。）から意見を聴かなければならないとすることが相当である。

ただし、調停前置主義に反する訴訟の提起は原則として許されていないことから、調停前置主義を理由として訴訟事件を調停に付す場合には、当事者の意見を聴く必要はないと考えられる。

※ 部会資料29の257頁参照

(注)

訴訟事件又は家事審判事件を合議体で処理していた裁判所（高等裁判所又は合議決定をした家庭裁判所）が当該事件を家事調停に付して自ら処理する場合において、家事審判官（又は裁判官）だけでこれを行うときは、合議体により家事調停手

続を行うことになるが、それ以外の場合について、家事調停事件を合議体で処理することを認める必要性について、どのように考えるか。

※ 部会資料29の257, 275頁参照

7 調停手続

(3) 電話会議システム等（新設，民事訴訟法第170条第3項及び第4項参照）

① 調停委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。

② 期日に出頭しないで①の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注1) 証人尋問、当事者尋問及び鑑定人質問については、特則（第1の12(5)による民事訴訟法第204条、第210条及び第215条の3の準用）によることとしこの場合には、(3)の規律を適用しないこととしている。

(注2) ①の期日において調停を成立させることができるものとするか否か、できるものとした場合にもなお一定の事件（例えば、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件）については調停を成立させることができないものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(注3) 合意に相当する審判における当事者間の合意について、電話会議システム等を用いた期日でもすることができるものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(1) 電話会議システム等の制度の導入について

調停手続においても、電話会議システム等の制度を導入するものとするかどうか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいては制度の導入に慎重な意見もあったが、遠隔地に住む当事者等、裁判所への来訪が困難な事情のある当事者にとっては利便性が高いことからすると、調停手続においても、電話会議システム等を用いて手続を行うこと

ができるようにするのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の261頁参照

(2) (注2) について

離婚又は離縁〔、親権者の指定若しくは変更又は監護者の指定若しくは変更〕の調停事件を除き、電話会議システム等を用いた期日においても、調停を成立させることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいては、すべての事件について調停を成立させることができるものとするべきであるとする意見から、基本的には調停を成立させることができるものとするべきではないとする意見まで、幅広い意見が寄せられた。遠隔地に住む当事者の利便性や、実質的には合意に至っているにもかかわらず、当事者双方が裁判所に出頭することができる時間が合わないために調停の成立が遅れるといった事態を回避することができることにかんがみれば、電話会議システム等を用いた期日においても、調停を成立させることができるものとすることが有用であると考えられる。もっとも、離婚又は離縁については、調停成立時における当事者の真意をより慎重に確認する必要があることから、人事訴訟法第37条第3項、第44条と同様に、調停を成立させることはできないものとするのが相当である。

親権者の指定若しくは変更又は監護者の指定若しくは変更については、事柄の重要性に着目すれば調停を成立させることはできないものとするのが相当であるとも考えられるが、他方で、直ちに身分関係が消滅する離婚又は離縁とはやや性質が異なり、後に親権者又は監護者の変更の申立てをすることも可能であることからすると、法律上明文の規定をもって一律に禁止するまでの必要性はないとも考えられる。

※ 部会資料29の262頁参照

(3) (注3) について

合意に相当する審判における当事者間の合意は、電話会議システム等を用いた期日においてはすることができないものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいては賛否両論あったが、合意に相当する審判の対象となる事項は、いずれも重要な身分関係の形成又は存否の確認に関するものであり、当事者の真意をより慎重に確認する必要があると考えられることから、電話会議システム等を用いた期日においては、当事者間の合意をすることができないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の263頁参照

(4) 家事調停事件の申立て

ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）

家事調停事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨及び原因

(注) 遺産分割調停の申立てについては家事審判規則第137条の6及び第104条の規律と、寄与分を定める調停の申立てについては同規則第137条の5及び第103条の2の規律と、それぞれ同様の規律を置くものとするのが考えられる。

イ 併合申立て

【甲案】

申立人は、調停を求める事項が数個ある場合において、それらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、認めないものとする。

ウ 裁判長の申立書審査権（新設、民事訴訟法第137条参照）

- ① アの書面（以下「家事調停事件の申立書」という。）がアに違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事調停事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。
- ② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事調停事件の申立書を却下しなければならないものとする。
- ③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする

(注) 申立人が、相手方の不正確な住所の記載について補正を命ぜられたにもかかわらず、正当な理由なく補正命令に応じないため、裁判所が申立書の送付等を行うことができない場合や、申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場合の対応として、何らかの規律（例えば、民事訴訟法第138条第2項及び第141条と同趣旨の規律）を置くものとするについては、なお検討するものとする。

(1) 併合申立てについて

調停手続における併合申立ての規律について、どのように考えるか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいては規律を置くべきであるとの意見もあったが、調停手続においては、その紛争解決方法が柔軟かつ弾力的な点に特質があることにかんがみれば、併合についても、申立ての段階で何らかの厳格な要件を定立することにはなじみにくく、解釈にゆだねるものとするのが相当であるとも考えられる。この点について、どのように考えるか。

※ 部会資料29の264頁参照

(2) ウ（注）について

ウ（注）については、以下のような規律を置くものとするかどうか。

- ① 裁判所が申立書の写しの送付又はこれに代わる事件係属の通知を行うことができないときは、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、申立人が不備を補正しないときは、命令で、申立書を却下しなければならないものとする。
- ② 申立人が申立書の写しの送付若しくはこれに代わる事件係属の通知の費用を予納しないときは、裁判長は、その費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じ、その予納がないときは、命令で、申立書を却下しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申

立人に命じた場合において、その予納がないときは、申立てを却下することができるものとする。

- ④ ①から③までの裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

調停手続においても、裁判所が申立書の写しの送付等を行うことができない場合や、申立人が申立書の写しの送付等の費用の予納をしない場合に対応する必要があることから、家事審判手続と同様の手当てをするものとするのが相当であると考えられる。また、調停手続においては相手方を呼び出す必要があることから、申立人が呼出費用の予納をしない場合についても、民事訴訟手続と同様に手当てをする必要があると考えられる。

※ 部会資料29の266頁参照

(11) 家事調停委員の専門的意見の聴取（家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第136条の2関係）

- ① 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする。
- ② 調停委員会が①により意見を聴取することとしたときは、家庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定するものとする。
- ③ ②による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとするものとする。

家事調停委員の専門的意見の聴取については、中間試案の規律を維持するものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、意見を聴く旨をあらかじめ当事者に告知するとともに、その内容を当事者に対して明らかにするための措置を講ずるべきであるとの意見もあったが、調停は基本的には当事者の任意の合意により成立するものであることからすると、特に明文の規律を置くまでの必要はなく、調停委員会の適切な裁量にゆだねるのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の270頁参照

(12) 調停の成立

イ 調停の一部成立（新設，民事訴訟法第243条第2項及び第3項参照）

① 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは当該一部について調停を成立させることができるものとする。

② ①は，手続の併合を命じた数個の家事調停事件について準用するものとする。

エ 調停条項案の書面による受諾（家事審判法第21条の2関係）

当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において，その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し，他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは，当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

（注1）一定の事件については，調停条項案の書面による受諾により当事者間の合意を成立させることができないものとするを前提としており，その具体的な範囲（例えば，離婚，離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件）については，なお検討するものとする。

（注2）調停条項案提示の方式，真意の確認及び調停条項案受諾者への調停成立の通知については，家事審判規則第137条の7，第137条の8及び第140条の2と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(1) 調停の脱漏について

調停の脱漏についての規律は，特に置かないものとするかどうか。

（補足説明）

パブリックコメントでは調停の脱漏に関する規律を置くべきであるとの意見もあったが，調停は，基本的に話し合いの手続であるから，一部調停をした場合以外は，申立てに係る調停全体について調停が成立し，これにより調停手続が終了するものとして扱うのが相当であると考えられるため，特に明文の規律は置かないものとしている。

※ 部会資料29の271頁参照

(2) （注1）について

調停条項案の書面による受諾について、離婚、離縁〔、親権者の指定若しくは変更又は監護者の指定若しくは変更〕の調停事件においては、調停条項案の書面による受諾により当事者間の合意を成立させることができないものとするので、どうか。

(補足説明)

離婚又は離縁については、調停成立時に離婚意思又は離縁意思の合致が存在することを直接確認することが重要であると考えられることから、人事訴訟法第37条第2項、第44条と同様に、調停条項案の書面による受諾により当事者間の合意を成立させることができないものとするのが相当である。

親権者の指定若しくは変更又は監護者の指定若しくは変更については、事柄の重要性に着目すれば当事者間の合意を成立させることはできないものとするのが相当であるとも考えられるが、他方で、直ちに身分関係が消滅する離婚又は離縁とはやや性質が異なり、後に親権者又は監護者の変更の申立てをすることも可能であることからすると、常に当事者の意思を調停成立時に直接確認する必要があるとまではいえないとも考えられる。

※ 部会資料29の271頁参照

(14) 調停をしない場合（家事審判規則第138条関係）

調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でない認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができるものとする。

調停をしない場合における即時抗告は認めないものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいては即時抗告権を認めるべきであるとの意見もあったが、調停不成立の場合との均衡及び当事者は再度の申立てをすることは妨げられないこと、調停をしない場合が想定している事例（申立てが公序良俗に反する場合や、訴訟遅延の目的で執拗に同じ調停の申立てをする場合等。）からすると、申立人に不服申立てを認めるだけの実益に乏しいと考えられることからすれば、即時抗告は認めないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の273頁参照

8 合意に相当する審判

(前注1) 「合意に相当する審判」との用語については、なお検討するものとする

(前注2) 家事審判官のみでする調停においても、合意に相当する審判をすることができることを前提としている。

(1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件（家事審判法第23条関係、人事訴訟法第2条及び第43条参照）

ア 合意に相当する審判

人事訴訟法第2条に定める人事に関する事件（同条第1号に定める離婚の訴え及び同条第3号に定める離縁の訴えの事件を除く。）の調停において、当事者間に、申立ての趣旨どおりの審判を受けることについての合意が成立し、かつ、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがない場合には、裁判所は、必要な事実を調査した上、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、申立てに係る無効若しくは取消し又は身分関係の形成若しくは存否に関し、当該合意に相当する審判をすることができるものとする。

(注1) 人事訴訟法第2条本文に定める「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を、合意に相当する審判の対象とすべきであるか否かについては、なお検討するものとする。

(注2) 手続上の当事者のうち、身分関係の当事者でない者について、「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがない」ことの主体から除外するか否かについては、なお検討するものとする。

イ 当事者

アの事件について、人事訴訟を提起することができる者は、原則として、人事訴訟において被告とすべき者を相手方としてアの調停を申し立てることができるものとする。

(注1) 人事訴訟において検察官を被告とすべき場合においては、検察官を相手方として調停を申し立てることはできず、合意に相当する審判をすることはできないものとするを前提としている。同様に、検察官が調停の申立てをすることもできないものとするを前提としている。

(注2) 死亡等により身分関係の当事者の一方を欠いているため、他方の当事

者を被告として人事訴訟を提起することができる場合において、合意に相当する審判をすることができるものとするについては、利害関係のある第三者の手續保障や審理の充実を図るために人事訴訟法第28条及び人事訴訟規則第16条と同様の事件係属の通知の制度を設けることの要否と併せて、なお検討するものとする。

(1) アの（注1）について

人事訴訟法第2条本文に定める「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を合意に相当する審判の対象に含めるものとするので、どうか。

（補足説明）

人事訴訟法第2条本文に定める「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を合意に相当する審判の対象とすべきか否かについて、パブリックコメントでは、上記の訴えにどのような事件が該当するのか、誰を当事者とすべきかが明確でないことを理由に対象とすべきでないとする意見もあった。しかし、合意に相当する審判の制度は、本来任意処分が許されず人事訴訟手續によってのみ解決されるべきものを、当事者間に原因事実について争いがなく、かつ、合意に相当する審判を受けることについて合意がある場合に限り、当事者の負担の軽減、訴訟経済及び非公開手續を望む当事者の意思の尊重の観点から簡易な手續によって処理することを認めたものであり、この趣旨からすれば、人事訴訟手續とその対象を別にすべき合理的な理由はないと考えられる。

※ 部会資料29の275～277頁参照

(2) アの（注2）について

手續上の当事者のすべてについて「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いが無い」ことを要するものとするので、どうか。

（補足説明）

申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無、すなわち原因事実について争いが無いことの主体から手續上の当事者であって身分関係の当事者でない者を除外するか否かについては、パブリックコメント

では意見が分かれた。

合意に相当する審判手続において当事者間の合意に加えて原因事実について争いがないことをも要件としているのは、これら2つの要件を満たす場合には、事件に紛争性がなく、反対証拠の提出も想定されないから、このような場合に限って、本来人事訴訟手続により確定すべき重大な身分関係について裁判所が原因関係について調査をし、合意の正当性を確認するという簡易な手続で事件を審理することを認めることとしたためであると解される。そうすると、合意の当事者と原因関係に争いがない当事者とを異なるものとするのは、相当ではない。また、実際上も、原因関係を争っている当事者が合意をすることは想定し難いから、両要件の当事者を分けて考える実益もない。したがって、原因事実について争いがないことの主体から、手続上の当事者であって身分関係の当事者でない者を除外するのは相当でないとして解される。

※ 部会資料29の275～277頁参照

(3) イの（注2）について

身分関係の当事者の一方を欠いている場合には、合意に相当する審判をすることができないものとするもので、どうか。

（補足説明）

パブリックコメントでは、身分関係の当事者の一方を欠いていても、裁判所が慎重な調査をすることにより対応可能な場面もあり得ることなどを理由に、合意に相当する審判をすることができないとするまでの必要はないとの意見があった。しかし、原因事実を最もよく知る身分関係の当事者の一方を欠いている場合には、申立人と身分関係の他方の当事者の合意等をもって紛争性がないとはいえ、裁判所による慎重な事実認定を要するものとするのが相当であると考えられる。

したがって、身分関係の当事者の一方を死亡等により欠いている場合には、合意に相当する審判をすることができないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の275～278頁参照

（前注1）

「合意に相当する審判」との用語について、パブリックコメントでは、わかりにくいとの意見もあったが、現行法においても用いられており、実務でも定着しているものと考えられるから、他により適当な用語がない限り、「合意に相当する審判」との用語を引き続き用いるものとするもので、どうか。

※ 部会資料29の275, 276頁参照

(4) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項並びに家事審判規則第139条及び第140条関係）

ア及イ （略）

ウ 異議申立期間

① ア①及び②の異議の申立ては、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② ①の異議申立ての期間は、異議の申立てをすることができる者が審判の告知を受ける者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合には当事者が審判の告知を受けた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から、それぞれ進行するものとする。

（注）異議申立権の放棄の規律を置くことについては、民事訴訟の手續における控訴権の放棄を第一審判決前にすることができないと解されていることと同様、合意に相当する審判前にすることはできないものとするを前提にして、審判後の放棄について、必要性を含めて、なお検討するものとする。

エ 異議申立てに対する裁判

（ア）当事者の異議申立てに対する裁判

① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるとき、又は異議の申立てを理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。

② 異議の申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

（注1）利害関係参加人は、（ア）の当事者ではなく、（イ）の利害関係人となることを想定している。

（注2）③の合意に相当する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができることとするか否かについては、なお検討するものとする。

（イ） （略）

(1) ウの（注）について

異議申立権の放棄は合意に相当する審判前にすることはできないことを前提に、合意に相当する審判について異議申立権の放棄の規律を置くものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、審判後の異議申立権の放棄について利用できる可能性が全くないわけではないから規律をおくべきであるとする意見があった。合意に相当する審判を早期に確定させるという目的のためには、利害関係人も含めた異議申立権者全員の放棄が必要となり、異議申立期間経過前にそのようなことがされることは必ずしも多くはないと考えられるが、一般的に審判に対する即時抗告権の放棄を認めるものとしていることとの均衡上も、あえて異議申立権の放棄を認めない理由もないと考えられる。

※ 部会資料29の279, 280頁参照

(2) エ (ア) の (注2) について

エ (ア) ③の規律により合意に相当する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとはしないことで、どうか。

(補足説明)

裁判所が当事者からの異議に理由があるとして合意に相当する審判を取り消す審判をした場合にこの審判に対し即時抗告をすることができるものとするか否かについては、パブリックコメントでは賛否両論があった。

合意に相当する審判は、当事者間の合意及び原因事実について争いが無いことの2つの要件を満たす場合に限り、本来人事訴訟手続により確定すべき重大な身分関係について簡易な手続で審理することを許容したものであるから、当事者の一方が要件を満たしていないとして合意に相当する審判に対して異議を申し立て、かつ、合意に相当する審判をした裁判所も要件の充足について疑義があるとして同審判を取り消すのが相当との判断に至った以上、重大な身分関係について簡易な手続で処理することを許容すべき前提を欠いているというのが相当であり、合意に相当する審判を取り消す審判に対して更に即時抗告をして当該取消しの審判の当否を争わせるのは、その必要性も相当性も認められないものと考えられる。合意に相当する審判を取り消す審判に対して不服をいえないとしても、これにより身分関係が何ら変動するものではなく、身分関係の形成等を求める当事者は、合意に相当する審判の取消し後に改めて合意等の確認を得た上で合意に相当する審判を得るか、又は人事

訴訟手続により判決を得ることが可能であるから、特段の問題は生じないものと考えられる。したがって、合意に相当する審判を取り消す審判に対しては即時抗告をすることができることとはしないものとするのが相当である。

※ 部会資料29の279～281頁参照

(6) 婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定
(新設、民法第749条及び第819条第2項参照)

【甲案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定につき父母間で合意が成立したときに限り、子の親権者の指定とともに、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。

(注) 甲案を採用した場合には、婚姻を取り消し親権者を指定する合意に相当する審判に対する当事者の不服申立てとしては、(4)ア①のとおり、婚姻の取消し又は子の親権者の指定に関し、合意の成立の要件又は原因の有無について争いがないとの要件を欠いていたことを理由とする異議の申立てのみが認められることを前提としている。

【乙案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定についての父母間での合意の成否にかかわらず、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。この場合には、併せて子の親権者の指定をしなければならないものとする。

(注1) 乙案を採用した場合の不服申立ての規律については、例えば、当事者は子の親権者の指定の審判が併せてされた合意に相当する審判に対し、理由なく異議の申立てをすることができ、適法な異議の申立てがあったときは婚姻の取消し及び子の親権者の指定についての審判が全体として効力を失うものとする考えられる。

(注2) 乙案を採用した場合に、子が15歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注3) 乙案を採用した場合に、当事者の共同の申立てにより裁判所が親権者を定めるときは、その指定については異議を申し立てることができないものとする規律(民訴法第265条参照)を置くことについては、その必要性及び相当性を含めて、なお検討するものとする。

婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定の

規律については、甲案を採用するものとするので、どうか。

(補足説明)

婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定の規律について、パブリックコメントでは、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見とに分かれた。合意に相当する審判における原則及び裁判上の離婚の場合における親権者の指定の原則（民法第819条第2項）からすると、乙案の規律によるべきであるとも考えられるが、子の親権者について争いのある場合にも合意に相当する審判をするとする乙案を採用すると、親権者の指定の判断のために家裁調査官による調査など相当な調査が必要になるが、しかし、(注1)のとおり、親権者の指定に不服のある当事者には異議申立権を与える必要があるから、異議により調査が無駄になってしまうことが生じ、当事者間に紛争性がない場合に限って簡易迅速に処理することを認めた合意に相当する審判の趣旨に反するものと考えられる。したがって、婚姻の取消しについて合意に相当する審判をする場合には、婚姻の取消しについてだけでなく親権者の指定についても当事者間で合意が成立していることを要するものとする甲案の規律を採用するものとするのが相当である。

※ 部会資料29の281, 282頁参照

(7) その他

(注) 嫡出否認の調停中に夫が死亡した場合に、人事訴訟法第41条第2項と同様に同条第1項所定の者が嫡出否認の主張をする機会を確保するための規律及びその内容については、なお検討するものとする。

夫が嫡出否認の調停の申立てをした後に死亡した場合において、子のために相続権を害される者その他三親等内の血族が人事訴訟法第41条第1項の規定により嫡出否認の訴えを提起することができないときは、夫の死亡の日から6か月以内にその訴えを提起した場合に限り、調停の申立てのときにその訴えの提起があったものとみなすものとするので、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、嫡出否認の調停中に夫が死亡した場合に人事訴訟法第41条第2項と同様の規律を置くことについて、いずれも賛成する意見が寄せられた。

嫡出否認の訴えの提起と嫡出否認の調停の申立てとで異なる取扱いとすべき合理的な理由はないから、夫が嫡出否認の調停の申立てをした後に死亡した場合におい

て、子のために相続権を害される者その他三親等内の血族が人事訴訟法第41条第1項の規定により嫡出否認の訴えを提起することができないとき（夫の死亡が民法第777条に定める期間経過後であったとき）について、同条第2項と同様の手当てをするのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の283頁参照

9 調停に代わる審判

（前注1） 「調停に代わる審判」との用語については、なお検討するものとする。

（前注2） 家事審判官のみでする調停においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

(1) 調停に代わる審判の対象及び要件（家事審判法第24条関係）

- ① 裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平を考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者の双方又は一方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため、離婚、離縁その他必要な審判をすることができるものとする。
- ② ①の審判においては、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、離婚の調停に代わる審判をする場合において、当事者間に成年に達しない子があるときは、父母の一方を親権者と定める裁判をしなければならないものとする。
- ④ ①は、合意に相当する審判の対象となる事件には適用しないものとする。

（注1） 審判事項についての家事調停事件においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

（注2） 本文③の親権者の指定についての裁判をする場合において、子が15歳以上であるときは、子の陳述を聴かなければならないものとするか否かについては、なお検討するものとする。

③の親権者の指定についての審判をする場合において、子が15歳以上であるときは子の陳述を聴かなければならないとする規律は置かないものとすることで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、親権者の指定については子が重大な利害関係を有するから、子の年齢にかかわらず子の陳述を聴取すべきである等の意見があった。確かに、親権者の指定は、子に重大な影響を及ぼすものであるから、これについて判断する際には、子の年齢にかかわらず子の意思を可能な限り尊重する必要があると解される。しかし、調停に代わる審判は、主として、当事者の一方の頑迷な恣意により、又はわずかな意見の相違により調停が成立しないような場合や、一方当事者が手続追行の意欲を失っているような場合であって、裁判所が明確な判断を示せば当事者がその判断に従う可能性のあるときにされるものである。したがって、親権者の指定を伴う離婚の調停において調停に代わる審判をするのに親しむ事案としては、親権者については争いがなく財産分与や養育費で折り合いがつかずに調停成立に至らない事案か、親権者の指定が争点となっている場合であっても、客観的には親権者の指定について容易に判断できるが当事者の一方が主観的に納得していないというような事案等が考えられ、子の親権者をめぐって両親の間に激しい争いがあるような場合に活用されることは想定しづらい。このような事情を踏まえると、15歳以上の子の陳述聴取を事案の内容を問うことなく一律に必要なものとするのは、異議により失効することや、調停成立の場合には陳述聴取が必要なものとされていないこととの均衡を考えれば相当ではなく、裁判所の裁量に委ねるのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の283, 284頁参照

(前注1)

「調停に代わる審判」との用語について、パブリックコメントでは特に意見がなかったが、現行法においても用いられており、実務でも定着しているものと考えられるから、他により適当な用語がない限り、「調停に代わる審判」との用語を引き続き用いるものとするので、どうか。

(2) 審判（新設）

ア 審判の方式

調停に代わる審判は、審判書を作成してしなければならないものとする。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用（民事訴訟法第243条第247条、第253条、第258条、第256条及び第257条参照）

第2の2(7)ア(ア)、(ウ)、(エ)、(キ)、[(ク)], (ケ)及び(コ)の規律は、調停に代わる審判について準用するものとする。

(注) 第2の2(7)ア(ク)の終局審判の脱漏の規律の準用については、その必要性を含めて、なお検討するものとする。

調停に代わる審判について、家事審判に関する手続の脱漏の規律を準用することについて、どう考えるか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、準用に反対する意見もあった。この点、親権者指定や手続費用の裁判の脱漏は調停に代わる審判においてもあり得るが、調停に代わる審判の性質上、それ以外に脱漏を観念することは一般的には困難であると考えられる。脱漏の規律を一般的に準用すると、調停に代わる審判が確定した後に脱漏を理由とする紛争の蒸し返しを誘発しかねないとも考えられるが、どうか。

※ 部会資料29の285頁参照

(3) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項並びに家事審判規則第139条及び第140条関係）

ア 異議申立権者等

当事者は、調停に代わる審判に対し、異議を申し立てることができるものとする。

(注1) 子に異議申立権を認めるか否かについては、なお検討するものとする

(注2) 当事者の共同の申立てにより裁判所が調停に代わる審判をした場合には、その審判については異議を申し立てることができないものとする規律（民事訴訟法第265条参照）を置くことについては、その必要性及び一定の事件（例えば、離婚、離縁又は親権の指定若しくは変更に関する事件）を除外することの可否を含めて、なお検討するものとする。

イ以下 (略)

(1) アの(注1)について

調停に代わる審判においては、子に異議申立権を認めないものとすることで、どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、親権者の指定又は子の監護に関する処分を行う場合は当然に子に異議申立権を認めるべきであるとの意見があった。しかし、即時抗告権

の場合と同様、子に異議申立権を認めると子がどちらかを親権者又は監護権者として選ばなければならない状況に置かれることが考えられる点で、子の福祉を害するおそれが高いと考えられる。加えて、父母が協議で親権者又は監護権者を定めた場合には子はその定めに従わなければならないとされていること（民法第766条、第819条第1項、第818条第1項）との均衡も考慮すると、子に異議申立権を認めないものとするのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の285、286頁参照

(2) アの（注2）について

離婚及び離縁並びに親権者又は監護権者の指定又は変更の各事件を除き、調停に代わる審判の手續においては、民事訴訟法第265条と同様の規律を置くものとするので、どうか。

（補足説明）

民事訴訟法第265条に定めるいわゆる裁定和解と同様の規律を置くことについて、パブリックコメントでは、これに賛成する意見のほか、身分関係の形成又は確認に関する事件は除外すべきであるとの意見もあった。家事事件においては、迅速な裁判の確定による法律関係の安定が求められる場合も少なくなく、また、当事者には、裁判所が明確な判断を示してくればそれに従うとの意向を有する者も存在するから、調停に代わる審判手續において裁定和解と同様の規律を置くことは、意味があると解される。他方で、離婚及び離縁については離婚意思及び離縁意思の確認に問題があるとして人事訴訟手續では民事訴訟法第265条の規定による和解を禁止している（人事訴訟法第37条第2項及び第44条）こと、親権者又は監護権者の指定又は変更については子の監護等を継続的に担う者を定めるものである点で当事者の真意の確認をより慎重に行う必要があると考えられることからすると、離婚及び離縁並びに親権者又は監護権者の指定又は変更については、異議申立権の事前放棄である裁定和解と同様の規律の適用を認めるのは相当でないと解される。そこで、調停に代わる審判の対象となる家事調停事件のうち上記の各事件を除いたものについて、裁定和解と同様の規律を置くものとするのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の285～287頁参照

12 記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁

判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付（以下本項目（12 記録の閲覧等）において「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。

- ② ①は、家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 〔裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から家事調停事件の記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、家事調停事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。〕
- ④ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは調停をしない措置若しくは調停の不成立により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は家事調停事件に関する証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。
- ⑤ 家事調停事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができないものとする。

（注1） ③は、家事審判規則第12条第1項の規律を実質的に維持する内容であるがこのような規律とするかどうかについてなお検討する趣旨で、規律全体に亀甲括弧を付している。

（注2） 合意に相当する審判の対象となる事件の記録の閲覧等の規律については、家事審判に関する手続（総則）における記録の閲覧等の規律（第2の1(5)ア③）と同様のものとすべきであるか否かについては、なお検討するものとする。

(1) ③について

家事調停事件における記録の閲覧については、現行家事審判規則第12条第1項の規律を実質的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者から閲覧等の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、閲覧等を許可することができるものとする。どうか。

(補足説明)

パブリックコメントでは、家事調停事件の多様性や、家事調停手続における情報収集が当事者と調停委員会との信頼関係に基づいて行われていること、円滑な手続進行を図る必要があることなどを理由に、現行の規律を維持することに賛成する意見がある一方、事件の主体である当事者の手続保障の観点から当事者については原則開示とすべきであるとの意見があった。

家事調停手続では、妥当な解決を図るため、紛争の実情を把握し、当事者の感情面での対立の原因を探ることなども必要となるから、家事調停事件の記録には、家庭内の細部にわたる事柄や高度なプライバシーに及ぶ事項を記録化したものや、他方当事者を感情的に非難する書面等が含まれることが多い。このような記録を当事者であるからといって無条件で閲覧等を行うことができるとすると、高度なプライバシーの侵害等だけでなく、当事者の感情をいたずらに刺激することになり、情宜に基づく話し合いという調停手続の根幹となる機能を損なうおそれが高い。このように家事調停手続が家事審判手続とは異なる機能を有していることからすると、家事調停事件の記録の閲覧等は、家事審判事件の場合と比べてより制限的にすべきとすることも合理的な理由があると考えられる。また、家事調停事件の事案の多様性に照らせば、家事調停手続を円滑に運用し話し合いによる妥当な解決に導くためには、裁判所にある程度広い裁量を認め、事案に応じて他方当事者の手続保障や家事調停手続の公正の確保を図ることができるように対処していくこととするのが相当であると考えられる。

以上によれば、家事調停事件の記録の閲覧等については、現行の規律を実質的に維持するのが相当であると考えられる。

※ 部会資料29の288～290頁参照

(2) アの（注2）について

合意に相当する審判の対象となる事件の記録の閲覧等の規律については、家事審判事件の記録の閲覧等の規律によるものとするもので、どうか。

(補足説明)

合意に相当する審判の手続は、簡易な人事訴訟の手続という性格を有し、判断作用を含んでいること、その審判が異議の対象となることからすると、家事調停手続よりも、家事審判手続や人事訴訟手続における記録の閲覧等に近い規律にするのが

相当であると考えられる。そこで、合意に相当する審判の対象となる事件の記録の閲覧等については、家事審判事件の記録の閲覧等の規律によるものとするのが相当であると考えられる。なお、パブリックコメントでも、上記の規律とすることに賛成する意見があった。

※ 部会資料29の290頁参照

第6 履行確保

2 履行命令

(1) 審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第15条の6並びに家事審判規則第143条の5第1項及び第143条の6から第143条の8まで関係）

① 審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が審判をした場合にあつては第一審裁判所である家庭裁判所）は、当該審判で定められた〔金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務〕の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができるものとする。

(注) 履行命令の対象となる義務を、強制執行が可能な義務の範囲に広げることについては、なお検討するものとする。

② ①による命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の一部又は全部についてするものとする。

③ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならないものとする。

④ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対し、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。

履行命令の対象となる義務を、金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務だけでなく、そのほかの強制執行が可能な義務にまで広げることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

家事債務の履行確保の効果は、家庭裁判所の調整的機能を発揮する余地の大きい履行勧告の制度に期待されるところが大きいと解されるところ、家庭裁判所による

勧告によってもなお履行をしようとしないう義務者に対してはある程度の強制手段をとることも必要であるとの理由で履行命令の制度が設けられたが、過料の制裁をもって家事債務の実現を図ろうとする点については、立法時から批判も強く、また、現行法上、身分関係に基づく義務は、一般に強制力を用いて履行させるのに適さず、履行勧告によって円満な義務の履行が図られるのが相当であるとの考えから、履行命令の対象にされていない。

パブリックコメントでは、履行命令の対象となる義務の範囲を広げることについて、面会交流等の義務であっても履行命令を行う必要性があり効果も期待できるとして賛成する意見がある一方、履行命令の制度自体の実効性に問題があるとして反対する意見や、特に面会交流事件では履行命令の発令により義務者の家庭裁判所に対する感情が悪化し家庭裁判所による再度の調整が著しく困難となり、かえって適切な面会交流の実現が将来的にも図れなくなるおそれがあるとする意見があった。

履行命令を発する際の要件である「相当と認めるとき」については、現行法上、一般的には、①過料の制裁をもって義務の履行を間接的に強制すれば履行をする見込みが立ち、②それをすることが現事情からみて義務者を不当に困窮させることはなく、③権利者にとって義務者による義務の履行が経済上又は社会・家庭生活上実効的な効用をもたらすであろうことが認められるときなどと解されている。

確かに、財産上の給付を目的とする義務以外の強制執行が可能な義務についても履行命令の制度を設けるとすれば、当事者の採り得る選択肢が客観的には広がることになるといえる。しかし、財産上の給付以外の義務のうち、子の引渡しについては、仮に強制執行の対象になるとしても、義務者が家庭裁判所の履行勧告にも応じない状況である以上は、上記①の見込みがあるとは考え難く、強制執行とは別に、あえて過料の制裁をもって履行を強制する履行命令の制度を設ける必要性については疑問があるとも考えられる。また、面会交流については、これが強制執行（間接強制）の対象になる場合であれば、義務の履行の強制としては強制力のより強い間接強制によるのが実効的であると考えられるのであり、間接強制と比べて強制力の弱い履行命令の制度をあえて設けるのは、履行命令の発令により以後の家庭裁判所による調整機能が著しく損なわれる結果になるおそれが高いというリスクも考え併せると、その必要性及び相当性には問題があるとも考えられる。

※ 部会資料29の292, 293頁参照

第1 総則

15 子の意見表明（新設）

① 裁判所は、親権に関する事件、親子に関する事件その他子が影響を

受ける事件（以下「子が影響を受ける事件」という。）において、子からの陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努めなければならないものとする。

- ② 裁判所は、子が影響を受ける事件について、審判又は調停をするに当たっては、子の年齢及び発達程度に応じて、子の意思を考慮しなければならないものとする。
- ③ 子が影響を受ける事件において、裁判所が、子のために、子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者を選任することができるものとするについては、なお検討するものとする。

(注1) 子が15歳以上である場合には必ず子の陳述を聴取しなければならないものとする事件については、第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において具体的に記載することを前提としている。

(注2) ③については、子の意思を代弁する者等を選任すべき事案の要件（例えば、親子の間で意見が対立しており、親が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合、あるいは、父母間で意見が対立し親権者である父又は母が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合など）、その法的性格（例えば、子の意思を代弁する者若しくは子の客観的利益を主張する者であるのか、又はその両者を含むものであるのかなど）、その必要性やその者の役割（例えば、子の年齢によって異なるのか、家庭裁判所調査官との違いは何かなど）、権限（例えば、当事者が行うことができる手続法上の権能を有するものとするかどうかなど）、報酬（支給決定の在り方や負担者）、その他の制度との関係（児童相談所長に親権喪失の申立権を付与していることなど）などについても、併せて検討する必要がある。

子の意思を審判に反映させるべき場合においては、15歳以上の子については陳述聴取を義務付けるために、個別に規定を設け、15歳未満の子については、どのような方法で子の意思を把握するのかについては裁判所の合理的な裁量にゆだねることとし、陳述聴取を義務付ける規定を設けないものとする。どうか。

※ 中間試案において、審判のうちその審判をする際に子の陳述聴取が義務付けられているもの（保全処分を除く。）は、次のとおり。

- ・ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判
- ・ 養子をするについての許可の審判
- ・ 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判
- ・ 親権者の指定又は変更の審判

- ・ 親権又は管理権の喪失の宣告の審判
- ・ 親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判
- ・ 親権又は管理権を辞するについての許可の審判
- ・ 親権又は管理権を回復するについての許可の審判
- ・ 未成年後見人の選任又は未成年後見監督人の選任の審判

(補足説明)

子の意思を審判に反映させるためには、陳述聴取をすることも重要であるが、他方で、現実問題として、子の中には、その年齢等から、自らの意思を自らの言葉で表明することができないものやそれが適切でない場合があり、陳述聴取以外の方法（例えば、子が置かれている状況において、何を感じ、何を望んでいるかなどを、子の言葉による表現のみならず、表情やしぐさ等から把握するなど）により子の意思を把握すべき場合もある。

そこで、子の意思を審判に反映させるべき場合においては、現行においても、陳述聴取が義務づけられている15歳以上の子については、陳述聴取を義務づけるために個別に規定を設け、他方で、15歳未満の子については、どのような方法で子の意思を把握するのかについては裁判所の合理的な裁量にゆだねることとし、陳述聴取を義務付ける規定を設けないことが相当であると考えられる。

ところで、子の陳述聴取の方法については、人事訴訟法第32条第4項及び現行家事審判規則第54条等においても、限定されておらず、証人尋問、事実の調査における裁判官の審問、調査官による調査、書面による陳述及び書面照会の方法などにより行うことが考えられるが、ここでいう子の陳述聴取についても、同様に考えることを前提としている（なお、中間試案①において、子からの陳述聴取と家庭裁判所調査官の調査を並列的に並べているのは、家庭裁判所調査官の調査には、子から陳述を直接聴くことだけでなく、子の表情やしぐさ等を観察すること等を通じて子の意思を把握することも含まれるからである。）。

※ 部会資料29の48, 169, 182, 188, 198, 213頁参照